

求人者・求職者の皆様へ

・事業所名 株式会社エレメンツ

許可番号（13-ユ-305717）

●取扱職種の範囲等

・職種は 全職種

・地域は 全国

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	670 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 【職業紹介の付加サービス】	着手金 100万 円 活動1日当たり 3万 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の 50%（または 円） 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の 50%（または 円） 手数料負担者は関係雇用主とします。

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

■入社後5営業日以内に、求職者の責による解雇、または自己都合による退職の場合、紹介料の80%を返還します。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。